

浜田市障がい福祉計画（第8期）・浜田市障がい児福祉計画（第4期） 策定業務委託仕様書

1. 目的

本業務は、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定するための業務であり、浜田市総合振興計画、浜田市地域福祉計画を上位計画とし、浜田市障がい者計画、浜田市健康増進計画等の各種計画との整合を図りながら、各計画に盛り込むべき事項を網羅するものとする。

また、これまでの障がい福祉サービスや地域生活支援事業等への取組状況を踏まえ、既存のアンケート調査結果の再分析等を実施し、それに基づいた課題分析と今後必要となるサービスの推測を行いながら、関係する支援団体等へのヒアリングの調査を行うものである。

2. 業務名

浜田市障がい福祉計画（第8期）・浜田市障がい児福祉計画（第4期）策定業務

3. 委託概要

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

業務の遂行に当たっては、浜田市総合振興計画、浜田市地域福祉計画を上位計画とし、浜田市障がい者計画、浜田市健康増進計画等の各種計画との整合を図りながら、各計画に盛り込むべき事項を精査しながら進めることとする。

（1）国の制度改正等の動向の把握

障がい福祉計画は障害者総合支援法、障がい児福祉計画は児童福祉法に基づきながら、新たなサービス、又は改正を進めているサービス等の現状のサービス等を踏まえながら策定する必要がある。このため、関連する資料等の収集を行い、計画策定の基礎資料として整理する。

（2）現状分析

既存の統計資料や各種サービスの実績、地域実態等から、本市における課題、問題点を分析する。

①障がい福祉サービス等の給付実績等の集計、分析

本市における障がい別の障がい者等の状況を整理し現状を把握するとともに、障がい福祉サービス等の給付状況を集計、分析する。

②障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の目標値に対する進捗評価に係る支援

現行計画で設定している各種サービスの目標値、実績値をもとに進捗状況を整理する。

③障がい福祉計画及び障がい児福祉計画関連事業の課題分析に係る支援

②を踏まえて、サービスごとに課題を把握して、次期計画策定の基礎資料となりうる分析を行う。

(3) アンケート調査の再分析

浜田市障がい者計画（計画期間：令和5年度から令和9年度）策定に際して実施したアンケート調査などの既存の調査資料を詳細に分析し、現況との比較を行うなどによって、障がい者等福祉施策の検討基礎資料とする。

①再分析及び現況を踏まえた資料

既存の調査資料を再分析し、現況を踏まえたサービス利用、ニーズ推測の報告書を作成する。

・再分析結果報告書：1部

(4) 関連団体等へのヒアリング調査

アンケート調査での回答内容を踏まえ、ヒアリング調査を行い、アンケート調査の補足、充実を行う。なお、調査には浜田市職員も同行する。

①対象

地域住民、障がい者団体、ボランティア団体、障がい者施設等の中からの実施を想定

②内容

調査シートを作成し、聞き取り調査を実施、とりまとめ。

③調査期間

2日程度を想定

(5) 事業量等の推計支援

アンケートの再分析結果報告及び現状分析結果を踏まえ、以下の点を踏まえた分析を行う。なお、事業量の推計では、算定した値をもとに発注者と調整を行い、推計値を確定させる。

・「サービス量の見込み」の算出、必要事業量の「確保方策」等が検討できるよう集計、分析を行う。

・「サービス量の見込み」については、既存資料を基に人口推計を行ったうえで、集計結果を基に各種事業・サービスの見込量等を推計する。

①人口推計、障がい者等推計に係る支援を行う。

②サービス必要量推計のための各種基礎数値分析に係る支援

③各計画年度における事業量等の算出に係る支援

(6) 次期計画の重点課題・施策方針の明確化と計画書素案の作成

アンケート調査・給付分析等の結果を基に、本市の障がい者福祉ビジョンについて検討・設定の上、これを実現するための施策体系・内容について検討し、次期計画の計画書素案を作成するとともに、計画書としてとりまとめる。

(7) 各種会議の運営支援

障がい者福祉専門部会（2回程度）及び保健医療福祉協議会（2回程度）へ出席し、資料の作成準備、会議録の作成など会議の運営支援を行う。

（8）打合せ

打ち合わせは浜田市役所において初回、中間、納品時の3回の実施を基本とし、必要に応じて適宜実施する。

5. 成果品

①再分析結果報告書 及び 関連団体へのヒアリング調査一式

②浜田市障がい福祉計画（第8期）・浜田市障がい児福祉計画（第4期）書 200部
A4版 40ページ程度 一色刷り

③業務報告書

④上記に係る電子データ一式（Word、Excel、PDF）

なお、成果品の最終納品日は、令和9年3月25日とする。その他に、必要に応じて適宜提出するものとする。

6. その他

（1）受託者は、受託する業務が行政サービスであることを十分認識し、法令・条例等を遵守し、業務を誠実に遂行しなければならない。

（2）受託者は、委託業務の実施に当たり、業務上知り得た秘密その他の情報を、業務以外の目的に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。業務完了後又は契約解除後においても同様とする。

（3）本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、市との協議の上決定する。

以上